

様式第1号（第6条関係）

駐 車 施 設 届 出 書

年 月 日

(宛先) 小樽市長

設置者住所

氏名

(名称及び代表者氏名)

駐車施設を設置（変更）するので、小樽市建築物における駐車施設の附置に関する条例第8条の規定により届け出ます。

駐 車 施 設 を 附 置 す べ き 建 築 物	所 在 地							
	地 区		<input type="checkbox"/> 駐車場整備地区		<input type="checkbox"/> 周辺地区			
	工 事 の 種 別		<input type="checkbox"/> 新築		<input type="checkbox"/> 増築		<input type="checkbox"/> 用途変更	
	用 途	<input type="checkbox"/> 特定用途						
		<input type="checkbox"/> 非特定用途						
規 模	特 定 部 分		非 特 定 部 分		駐 車 施 設		計	
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
駐 車 施 設	規 模	区 分	面 積			台 数		
		建 築 物 内	m <sup>2</sup>			台		
		建 築 物 外	m <sup>2</sup>			台		
	計	m <sup>2</sup>			台			
設	※ 条例による駐車施設の最小規模							台
※ 受 付		※ 建築物		確 認 申 請 受 付		年 月 日 第 号		
年 月 日 第 号				確 認		年 月 日 第 号		

注) 1 上記の特定用途とは、駐車場法施行令第18条に規定する特定用途から共同住宅を除いた次に掲げる用途をいう。

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場

2 ※印の欄は、記入しないでください。